

# 店舗販売業各申請書・届書の記載上の注意

R4.7.1

## ●更新申請

書 類	記 載 上 の 注 意
許可更新申請書 〔手数料 12,700円(現金)〕	<ol style="list-style-type: none"> <li>許可年月日は、現在の許可証の有効期間の始期の年月日を記載します。</li> <li>変更内容欄は、更新申請書を提出する30日前以降に変更のあった事項を記載します。ただし、届出を済ませていない変更事項については、別途変更届書を提出してください。</li> <li>申請者の欠格条項欄は、該当する事実がなければ「なし」（申請者が法人であって薬事に関する業務に責任を有する役員が複数いる場合は「全員なし」）と記載してください。 (※ 申請者（申請者が法人である場合は、薬事に関する業務に責任を有する役員）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には精神の機能の障害に関する「医師の診断書（診断後3か月以内）」の添付が必要です。)</li> <li>更新申請の手続きは、1か月前までに行ってください。</li> </ol>
添付書類 許可証	従前の許可証を紛失等のため添付できないときは、その旨を備考欄に記載してください。

○ 店舗販売業の許可の有効期間は6年となっています。

## ●変更届書

書 類	記 載 上 の 注 意	
変更届書 ※下記の事項を変更する場合、内容に応じて事前又は変更後30日以内に変更届書及び各添付書類の提出が必要です。	<ol style="list-style-type: none"> <li>業務の種別欄は、店舗販売業と記載します。</li> <li>許可番号欄は、許可証のとおり記載します。許可年月日は、有効期間の始期の年月日を記載します。</li> <li>名称・所在地欄は、許可証のとおり記載します。</li> <li>変更内容欄は、変更前・変更後の内容を記載します。 (1) 変更事項が構造設備の場合は「別紙のとおり」と記載し、変更後の図面を添付してください。 (2) 店舗の所在地が移転する場合は、新規許可申請を行ってください。</li> <li>変更年月日は、実際に変更した年月日（法人の登記事項の変更については、変更の事実があった年月日）を記載してください。</li> <li>変更事項が複数あり、それぞれ変更年月日が異なる場合は、併記又は別紙として記載しても構いません。</li> </ol>	
<b>変更事項・添付書類及び記載上の注意</b>		
<b>変更事項</b>	<b>添付書類及び記載上の注意</b>	
店舗の名称	添付書類なし。許可証を書き換える場合は、別途書換え交付申請を行ってください。	
相談時及び緊急時の連絡先	添付書類なし。相談時及び緊急時の連絡先は、連絡のとれる電話番号又はメールアドレスを記載してください。	
特定販売の実施の有無	有の場合、以下の該当する事項についても届出が必要です。	
事前届出 参考様式使用可	(1) 特定販売を行う医薬品の区分	新規申請の添付書類のうち、「特定販売を行う場合に必要な提出書類」を参照の上、該当するものについて記載してください。
	(2) 広告に使用する名称	
	(3) 特定販売に使用する通信手段	
	(4) 特定販売を行う時間及び特定販売のみを行う時間	
	(5) 主たるホームページアドレス	
	(6) 監督に必要な設備等の概要	

事後届出	店舗の構造設備の主要部分	<p>1 構造設備の変更内容（変更前後）が確認できる図面を添付してください。（※新規申請の添付書類1参照）</p> <p>2 変更前の図面については、直近の提出年月日が分かっている場合は、変更前欄に「〇年〇月〇日変更届書のとおり」等と特定の上、添付を省略することができます。</p>
	申請者（開設者）の氏名又は住所	<p>1 法人の場合：変更内容（変更前後）が確認できる法人の登記事項証明書<sup>☆</sup>を添付してください。6か月以内に発行されたものが有効です。（※新規申請の添付書類2参照）</p> <p>2 個人の場合：変更内容（変更前後）が確認できる戸籍謄（抄）本等<sup>☆</sup>を持参してください。6か月以内に発行されたものが有効です。なお、窓口で確認後返却します。</p> <p>3 許可証を書き換える場合は、別途書換え交付申請を行ってください。</p>
	薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名 （申請者が法人の場合）	<p>1 変更した役員の就退任日が確認できる法人の登記事項証明書<sup>☆</sup>を添付してください。6か月以内に発行されたものが有効です。（※新規申請の添付書類3参照）</p> <p>2 新たに業務に責任を有する役員に就任した者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には精神の機能の障害に関する「医師の診断書（診断後3か月以内）」の添付が必要です。</p> <p>3 変更後の役員が欠格条項に該当しない場合は、備考欄に「なし」と記載してください。</p>
	通常の営業日及び営業時間	添付書類なし。
	市区町村による地名番地等変更 ビル所有者によるビル名変更	<p>1 住居表示変更証明書又はビル所有者からのビル名変更案内等を持参してください。</p> <p>2 許可証を書き換える場合は、別途書換え交付申請を行ってください。</p>
	参考様式使用可	(1) 管理者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数
(2) その他の薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たり勤務時間数		
(3) 併せ行う医薬品販売業その他の業務の種類		添付書類なし。
(4) 販売又は授与する医薬品の区分		添付書類なし。特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合は除きます。

○ ☆印の書類については、葛飾区内の他の店舗等において提出済で、内容に変更がなければ、添付を省略することができます。省略する場合は、申請書等の備考欄に省略した書類の提出先を特定するために必要な事項（店舗等の所在地、名称等）を記入してください。

## ●その他届書

書 類	記 載 上 の 注 意
休止・廃止・再開届書	<p>1 事項発生から30日以内に提出しなければなりません。</p> <p>2 廃止届書には、許可証（原本）を添付します。</p>

### 《問い合わせ先》

〒125-0062

葛飾区青戸4-15-14（健康プラザかつしか2階）

葛飾区保健所 生活衛生課 医薬担当係

電 話：03（3602）1242

FAX：03（3602）1298